

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 事業実施報告及び事業評価の報告等マニュアル

**令和5年12月
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
(成長産業化地域創出班)**

I. マニュアル作成の目的

水産業成長産業化沿岸地域創出事業(以下「新リース事業」という。)では、リース事業者は漁船、漁具等のリースを受けた借受者(以下「借受者」という。)の KPI の達成状況及び資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告し、地域委員会は借受者の KPI の達成状況とともに、地域計画へ参加している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告することとされています。

成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者の KPI の達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行うこととされています。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体である NPO 法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)に報告することとされています。借受者の KPI が未達成となった場合又は未達成となる可能性が高いと評価された場合、成長産業化審査会において原因分析を行うとともに、地域委員会に対し改善策に係る指導・助言を行うこととされています。

本マニュアルは、本事業を利用する関係者が事業実施報告及び事業評価の報告等を適切かつ円滑に行えるように、該当部分について新リース事業の関係規定を並べて示すとともにその内容について水漁機構が説明を加えたものです。

II. 共通留意事項

1. 用語の定義等

①「長官通知」とは、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)」です。

長官通知は [] で示しています(該当箇所はアンダーラインで示しています。)。

なお、枠内の()番号は、2-8水産業成長産業化沿岸地域創出事業の項目番号を指しています。

②「業務要領」とは、「水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領(水漁機構 令和元年5月10日制定)」です。

業務要領は [] で示しています(該当箇所はアンダーラインで示しています。)。

③「業務細則」とは、「水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務細則(水漁機構 令和元年5月15日制定)」です。

業務細則は [] で示しています(該当箇所はアンダーラインで示しています。)。

④「事業期間」とは、個人は1月1日から12月31までの期間です。法人は当該法人の事業期間です。

⑤「資源管理」とは、資源管理又は漁場改善です。

2. 業務要領及び業務細則に定める別記様式

本マニュアルで引用している業務要領の別記様式及び業務細則の別紙様式は、「別添」として添付しています。

3. 地域計画における取組の遵守等

事業実施報告及び事業評価の報告等を適切に行う前提として、成長産業化審査会、地域委員会及びリース事業者は、地域計画に基づく資源管理の取組及び収益性の向上の取組が遵守されるよう、借受者等への適切な指導をお願い致します。

また、遵守の履行状況を書面で確認する場合には、定期的な現地確認を併せて実施するなど、必要かつ十分な確認方法とするように留意して下さい。

4. 資料・記録の適切な保存

地域委員会は、借受者のKPIの達成状況とともに、地域計画へ参加している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告する際の会員会議の議事録を作成し、保管して下さい。

成長産業化審査会は、借受者のKPIの達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価並びに水漁機構への報告又は借受者のKPIが未達成となった場合若しくは未達成となる可能性が高いと評価された場合の原因分析、地域委員会に対し改善策に係る指導・助言、水漁機構への報告をする際の会員会議の議事録を作成し、保管して下さい。

事業実施報告や事業評価等の根拠となるデータや裏付資料は文書取扱規程などで定められている文書の保存期間中、適切な方法で保管するとともに、地域委員会や成長産業化審査会の議事録は、KPIの達成状況や資源の状況等の評価についての説明内容や委員の意見等が明確となるように作成し、会議資料と併せて保管するようにして下さい。

III. 事業実施報告及び事業評価等

1. KPIの達成状況の報告

(12) 事業実施報告及び事業評価等

- a リース事業者は、借受者のKPIの達成状況及び資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。
- b 地域委員会は、借受者のKPIの達成状況とともに、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。
- c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。(以下略)
- (d, eは略)
- f 事業実施主体は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、水産庁に報告するものとする。

第9条 リース事業者は、借受者ごとのKPIの達成状況を毎年、以下に定める日までに、別記様式第8の①号(本マニュアル36~38頁)により地域委員会に報告しなければならない。

- (1)法人においては、リース開始後に法人の事業期間を経た3箇月以内。
- (2)個人においては、リース開始後に1月1日から12月31日を経た翌年の4月末。
- 2 地域委員会は、借受者のKPIの達成状況について取りまとめて、リース事業者から上記報告を受けた日から1箇月を経過した日までに、別記様式第8の②号(本マニュアル39～41頁)により成長産業化審査会に報告しなければならない。
- 3 成長産業化審査会は、その結果を地域委員会から上記報告を受けた日から2箇月を経過した日までに、別記様式第8の③号(本マニュアル42～44頁)により、水漁機構に報告しなければならない。

20. 事業実施報告及び事業評価等

((1)から(5)は略)

(6)リース事業者は、貸付契約を締結した年の翌年以降、借受者毎のKPIの状況を業務要領別記様式第8の①号(本マニュアル36～38頁)により、毎年、以下に定める日までに、地域委員会に報告するものとする。

なお、貸付契約を締結した年の翌年から5年以内のいずれかの年においてKPIを達成した場合であっても、貸付契約を締結した年の翌年から5年間は提出するものとする。

①法人においては、リース開始後に法人の事業期間を経た3箇月以内。

②個人においては、リース開始後に1月1日から12月31日を経た翌年の4月末。

(7)地域委員会は、借受者のKPIの達成状況について取りまとめて、リース事業者から上記報告を受けた日から1箇月を経過した日までに、業務要領別記様式第8の②号(本マニュアル39～41頁)により、成長産業化審査会へ報告するものとする。

(8)成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況の評価を行い、上記報告を受けた日から2箇月を経過した日までに、その評価結果を業務要領別記様式第8の③号(本マニュアル42～44頁)により、水漁機構に報告するものとする。(以下略)

(9)水漁機構は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、別紙様式第6号の1、別紙様式第6号の2、別紙様式第7号(本マニュアル45～48頁)及び別紙様式第8号により水産庁に報告する。

上記の規定を踏まえ、報告の流れ、報告様式、期限等を整理したフローを別紙1(本マニュアル11頁)の通り示します。

また、上記報告に当たり、借受者、リース事業者、地域委員会、成長産業化審査会がそれぞれ留意すべき点は以下のとおりです。

(1) 借受者

ア リース開始後、リース事業者から送付された様式に税務申告時の書類、決算関係資料等に基づき事業期間毎の達成状況(目標を下回った場合はその理由を具体的に記載して下さい。)を記載し、リース事業者から指示された期限までにリース事業者に報告して下さい。

イ リース事業者、地域委員会又は成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は提出して下さい。

(2)リース事業者

ア リース開始後、借受者に対して業務要領別記様式第8の①号の別紙2(本マニュアル38頁)を送付し、同様式に基づき、1事業期間終了後リース事業者が定める日までにリース事業者に対して報告することが必要であることを通知して下さい。

その際、数値の根拠となる税務申告時の書類、決算関係資料等も併せて提出するとともに、地域委員会又は成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は当該資料を提出すべきことを通知して下さい。

イ 上記アの報告のうち、KPI の実績が目標を下回る借受者の場合は、原則、『実績(目標対比)・見通しの要因分析表「事業実施報告書」の補足説明』(別紙参考様式1)(本マニュアル20~22頁)を作成の上、地域委員会に提出して下さい。

ウ 地域委員会へ報告する前に、借受者の報告に不備・不足がないか十分に確認して下さい。報告内容に不備・不足が認められた場合には、報告した借受者に対し、所要の修正、補足を行わせて下さい。

エ 成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は提出して下さい。

(3)地域委員会

ア 成長産業化審査会への報告は、①個人の場合は、当該年度に報告すべきものを全て取りまとめてリース事業者から報告を受けた日から1箇月を経過した日までに、②法人の場合は、リース事業者から報告を受けた日から1箇月を経過した日までに行って下さい。なお、事業期間を同一とする法人からの報告は、それら全ての法人の分を取りまとめて報告して下さい。併せて、リース事業者から提出のあった数値の根拠となる税務申告時の書類、決算関係資料等も併せて提出して下さい。

イ 成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は提出して下さい。

(4)成長産業化審査会

ア 評価の際は、数値の根拠となる税務申告時の書類、決算関係資料等に基づき正確に記入・作成されているかを確認の上、地域計画(事業計画書)承認時の収益性向上の取組の実施状況、予定された収入の増、支出の減が計画通り達成されているか、漁業所得(又は償却前利益)の向上割合(対基準年)が達成並みと評価される水準に達しているかの確認等を行い、評価を行って下さい。

特に、KPI の実績が目標を下回った借受者については、下回った要因分析に加えて今年度の見通しを含めて評価して下さい。

なお、借受者の KPI が未達成となった場合(5年以内のいずれの年においても漁業所得(又は償却前利益)の向上割合(対基準年)が達成並みと評価される水準を未達成)又は未達成となる可能性が高いと評価された場合(2年連続漁業所得(又は償却前利益)赤字)は、下記の「IV. 借受者の KPI が未達成となった場合等の成長産業化等審査会の指導、助言等」に従い対応して下さい。

イ 上記評価のために必要な資料は借受者、リース事業者又は地域委員会に追加して請求して下さい。

ウ 水漁機構への報告は、①個人の場合は、当該年度に報告すべきものを全て取りまとめて地域委員会から報告を受けた日から2箇月を経過した日までに、②法人の場合

は、地域委員会から報告を受けた日から2箇月を経過した日までに行って下さい。なお、事業期間を同一とする法人からの報告は、それら全ての法人の分を取りまとめて報告して下さい。

併せて、上記報告の際は別紙様式「借受者別事業評価結果」(本マニュアル19頁)を作成の上、提出して下さい。

エ 水漁機構から報告内容に係る確認や情報提供を求められたときは、速やかに地域委員会等の関係機関に確認の上、回答して下さい。

2. 資源管理の取組状況の報告

(12) 事業実施報告及び事業評価等

- a リース事業者は、借受者のKPIの達成状況及び資源管理の取組状況を地域委員会に毎年報告するものとする。
- b 地域委員会は、借受者のKPIの達成状況とともに、地域計画へ参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、成長産業化審査会へ報告するものとする。
- c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。(以下略)
- (d, eは略)
- f 事業実施主体は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、水産庁に報告するものとする。

第8条 リース事業者は、地域計画に係る魚種について、リース開始後毎年3月末までの借受者の漁獲量及び資源管理の取組状況を、別記様式第7の①号(本マニュアル24~28頁)により、4月末まで地域委員会へ報告しなければならない。

2 地域委員会は、地域計画に参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、中型まき網漁業、小型底びき網漁業、船びき網漁業又は大型定置網漁業(さけ定置網漁業を含む。)の漁船・漁具等の借受者(以下「漁獲量等報告対象者」という。)に係る報告については5月15日まで、それ以外の借受者に係る報告については5月末までに別記様式第7の②号(本マニュアル29・30頁)により成長産業化審査会に報告しなければならない。

3 成長産業化審査会は、資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行い、その結果を7月末までに別記様式第7の③号(本マニュアル31~34頁)により、水漁機構に報告しなければならない。

4 成長産業化審査会は、第2項に基づき地域委員会より提出のあった報告のうち漁獲量等報告対象者の漁獲量等報告(別記様式第7の①号別紙2)(本マニュアル28頁)を取りまとめ、6月15日までに別記様式7の④号(本マニュアル35頁)により水漁機構に報告しなければならない。

なお、本項に基づき提出された漁獲量等報告については、前項に基づく報告の際に添

付を要する資料から省くことができる。

- 5 漁獲量等報告対象者に係る第1項、第2項及び前項に基づく報告は、電子報告により行うものとする。

20. 事業実施報告及び事業評価等

- (1) リース事業者は、地域計画に係る魚種について、リース開始後毎年3月末までの借受者の漁獲量及び資源管理の取組状況を、業務要領別記様式第7の①号(本マニュアル24~28頁)により、4月末までに地域委員会に報告するものとする。
- (2) 地域委員会は、地域計画に参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、中型まき網漁業、小型底びき網漁業、船びき網漁業又は大型定置網漁業(さけ定置網漁業を含む。)の漁船・漁具等の借受者(以下「漁獲量等報告対象者」という。)に係る報告については5月15日まで、それ以外の借受者に係る報告については5月末までに業務要領別記様式第7の②号(本マニュアル29・30頁)により成長産業化審査会に報告するものとする。
- (3) 成長産業化審査会は、資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行い、その結果を7月末までに業務要領別記様式第7の③号(本マニュアル31~34頁)により、水漁機構に報告するものとする。
- (4) 成長産業化審査会は、第2項に基づき地域委員会より提出のあった報告のうち漁獲量等報告対象者の漁獲量等報告(別記様式第7の①号別紙2)(本マニュアル28頁)を取りまとめ、6月15日までに業務要領別記様式7の④号(本マニュアル35頁)により水漁機構に報告するものとする。
- なお、本項に基づき提出された漁獲量等報告については、前項に基づく報告の際に添付を要する資料から省くことができるものとする。
- (5) 漁獲量等報告対象者に係る第1項、第2項及び前項に基づく報告は、電子報告により行うものとする。
- ((6)から(8)は略)
- (9) 水漁機構は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、別紙様式第6号の1(本マニュアル45頁)、別紙様式第6号の2(本マニュアル46頁)、別紙様式第7号及び別紙様式第8号により水産庁に報告する。

上記の規定を踏まえ、報告の流れ、報告様式、期限等を整理したフローを別紙2の1(本マニュアル12頁)、別紙2の2(本マニュアル13頁)の通り示します。

また、上記報告に当たり、借受者、リース事業者、地域委員会、成長産業化審査会がそれぞれ留意すべき点は以下のとおりです。

(1) 借受者

- ア リース事業者から送付された様式に市場荷受伝票、漁協仕切伝票等の資料に基づき四半期毎の漁獲量を記載するとともに、資源管理計画(養殖業の場合は、漁場改善計画。以下同じ。)に追加的に取り組んだ内容等を記載し、リース事業者から指示された期限までにリース事業者に年度毎に報告して下さい。
- イ 漁獲量報告対象者にあっては、上記アの資源管理計画に追加的に取り組んだ内容等

を別記様式第7の①号の別紙1(本マニュアル27頁)に記載するとともに、上記アの漁獲量のほか、四半期毎の漁業種類、漁船総トン数、主な陸揚げ港、主な操業位置及び操業日数を別記様式第7の①号の別紙2(本マニュアル28頁)に記載し、リース事業者から指示された期限までにリース事業者に年度毎に報告して下さい。

ウ 報告は、リース開始後、1箇月以上の操業期間を有する場合はリース開始日を初日として5年間、1箇月未満の場合は翌年度の4月1日初日として5年間報告して下さい。

エ 地域計画期間と借受者毎の上記報告と履行義務との関係については別紙3「資源管理取組状況について(取組義務期間と取組努力目標期間)」(本マニュアル14頁)を参考にして下さい。

オ 地域計画の「資源管理・漁場改善の取組」欄に記載している魚種別に四半期毎の漁獲量(*)を記載して下さい。また、当該欄に対象魚種が具体的に記載されていない場合には、対象とする漁業種類の主要漁獲魚種について複数選定の上、これらの魚種別に四半期毎の漁獲量を記載し、それ以外の魚種については魚種名に「その他」と記載の上、それらの合計の四半期毎の漁獲量を記載して下さい。

なお、借受者は、水産庁の資源評価の対象魚種(該当する系群)等、報告対象魚種の拡大に努力してください。

(*)原則として重量(Kg 又はt)としますが、養殖業にあっては生産尾数、生産枚数も可能です。

カ 報告の際は、地域委員会が資源管理計画の追加的取組の履行確認のために必要であると指定する資料(操業日誌、市場荷受伝票等)を併せて提出して下さい。

キ リース事業者、地域委員会又は成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は提出して下さい。

(2)リース事業者

ア リース開始後、借受者に対して業務要領別記様式第7の①号の別紙(借受者が漁獲量報告対象者の場合は、業務要領別記様式第7の①号の別紙1、別紙2)(本マニュアル24~27頁)を送付し、同様式に基づき、魚種・漁業種類別漁獲量(借受者が漁獲量報告対象者の場合は、漁業種類・漁船総トン数・陸揚げ港・操業位置・操業日数についても報告)等をリース事業者が定める日までにリース事業者に対して報告することが必要であることを通知して下さい。

その際、地域委員会が地域計画に記載されている資源管理計画の追加的取組の確認方法に基づき履行確認を行うために必要な書類を指定してその提出を求められている資料を提出するとともに、地域委員会又は成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は当該資料を提出すべきことを通知して下さい。

イ 地域委員会へ報告する前に、報告に不備・不足がないか十分に確認して下さい。報告内容に不備・不足が認められた場合には、報告した借受者に対し、所要の修正、補足を行わせて下さい。

(3)地域委員会

ア リース開始後、借受者に対して地域計画に記載されている資源管理計画の追加的取組の確認方法に基づき履行確認を行うために必要な資料を指定し、報告に併せて提出

することを通知して下さい。なお、履行確認に必要な資料は別紙4「追加的取組とその履行確認手段」(本マニュアル15頁)を参考にして定めて下さい。

イ リース事業者からの報告を受け、地域計画に記載されている資源管理計画の追加的取組の確認方法に基づき履行確認を行った上で成長産業化審査会に報告・提出して下さい。

なお、報告に際してはリース事業者から報告のあった借受者に係る資源管理の取組状況に加え、地域計画に参加している借受者以外の漁業者に係る資源管理の取組状況も別記様式第7の②号の別紙(本マニュアル30頁)に取りまとめて報告して下さい。

ウ 上記履行確認のために必要な資料は借受者に追加して請求して下さい。

エ 成長産業化審査会から必要な資料の追加提出依頼があった場合は提出して下さい。

(4)成長産業化審査会

新リース事業において、資源の状況等を評価することは重要です。評価の方法については、水産庁作成の水産業成長産業化沿岸地域創出事業 Q & A5で資源の状況等の評価については「当該魚種に係る各種データも参考にしつつ、例えば、地域計画に記載した魚種(漁法)の地域における水揚げ量の変化等と事業を利用している漁業者の水揚げ量の変化を比較するなどの手法により、当該地域における資源の動向等を評価して下さい。」との考え方が示されているように、漁獲量等の入手可能な情報や当該魚種の生態等の知見に基づき、科学的に評価を行うようにして下さい。

なお、資源管理の取り組み状況及びその実績並びに資源の状況等の評価は、漁獲量報告対象者に係るものとそれ以外のものを合わせて行って差し支えありません。

また、水漁機構から報告内容に係る確認や情報提供を求められたときは、速やかに地域委員会等の関係機関に確認の上、回答して下さい。

IV. 借受者のKPIが未達成となった場合等の成長産業化等審査会の指導、助言等

(12)事業実施報告及び事業評価等

(a、bは略)

c 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況、資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価を行うものとする。成長産業化審査会は、評価結果を事業実施主体に報告するものとする。借受者のKPIが未達成となった場合又は未達成となる可能性が高いと評価された場合、成長産業化審査会において原因分析を行うとともに、地域委員会に対し改善策に係る指導、助言を行うものとする。なお、成長産業化審査会は、内部に事業評価委員会を設置できるものとする。

d 地域委員会は、リース事業者及び借受者と協議して改善計画を作成し、成長産業化審査会に提出するものとする。

e 成長産業化審査会は、地域委員会から改善計画の提出があった場合、事業実施主体に改善計画を報告するものとする。

f 事業実施主体は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、水産庁に報告するものとする。

20. 事業実施報告及び事業評価等

((1)から(7)は略)

(8)成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のKPIの達成状況の評価を行い、上記報告を受けた日から2箇月を経過した日までに、その評価結果を業務要領別記様式第8の③号により、水漁機構に報告するものとする。

なお、借受者のKPIが未達成となった場合又は未達成となる可能性が高いと評価された場合、成長産業化審査会において原因分析を行うとともに、地域委員会に対し改善策に係る指導、助言を行う。なお、成長産業化審査会は、内部に事業評価委員会を設置できるものとする。

地域委員会は、成長産業化審査会から改善策に係る指導、助言に従い、リース事業者及び借受者と協議して承認を受けた地域計画を見直して改善計画を作成し、成長産業化審査会に提出するものとする。

また、成長産業化審査会は、地域委員会から改善計画の提出があった場合、水漁機構に報告するものとする。

(9)水漁機構は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、別紙様式第6号の1、別紙様式第6号の2、別紙様式第7号及び別紙様式第8号(本マニュアル49頁)により水産庁に報告する。

上記の規定を踏まえ、指導・助言等の流れを整理したフローを別紙5(本マニュアル16頁)の通り示します。

また、上記報告に当たり、成長産業化審査会、地域委員会、リース事業者、借受者がそれぞれ留意すべき点は以下のとおりです。

(1)成長産業化審査会

- ア 改善策に係る指導、助言のために必要な資料は借受者、リース事業者又は地域委員会に追加して請求して下さい。
- イ 地域委員会から改善計画の提出があった場合は、改善計画が改善策に係る指導、助言の内容を踏まえた内容であるとの確認を行った上で、水漁機構に報告して下さい。
なお、報告の際は併せて地域委員会に対して行った評価・原因分析結果、改善策に係る指導、助言の内容がわかる資料を提出して下さい。
- ウ 上記イの確認の結果、提出された改善計画が成長産業化審査会の指導、助言を十分反映したものとなっていないことが認められた場合には、再度、指導、助言を行い、必要な見直しを求めて下さい。

(2)地域委員会

- ア 成長産業化審査会から改善策に係る指導、助言があった場合は、当該指導、助言に従い、リース事業者及び借受者と協議して、改善計画(別紙参考様式2)(本マニュアル23頁)を作成し、成長産業化審査会に提出して下さい。
- イ 成長産業化審査会から改善策に係る指導、助言のために必要な資料について別途求められたときは、必要に応じリース事業者や借受者に請求するなどして、作成、提出して下さい。

ウ 成長産業化審査会から再度の指導、助言があった場合は上記アに準じて対応して下さい。

V. その他参考資料

KPI の達成状況及び資源管理の取組状況に係る事業実施報告の報告期間・期限について(別紙6の1、別紙6の2)(本マニュアル17, 18頁)

別紙1

KPI達成状況報告の流れ、報告様式、期限等の概要

	作成書類と添付資料	報告期限		報告期間
		個人	法人	
借受者	<u>作成書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式8の①号別紙2 (業務要領) <u>添付資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・税務申告書又は決算書等 	リース事業者が地域事情等を勘案して地域委員会に対する報告期限に間に合うように借受者に対して報告期限を指定する。	リース事業者が地域事情等を勘案して地域委員会に対する報告期限に間に合うように借受者に対して報告期限を指定する。	
リース事業者	<u>作成書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第8の①号(鑑) ・別記様式第8の①号別紙1 (業務要領) ・別紙参考様式1(計画を下回る借受者のみ) (マニュアル) <u>添付資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・借受者作成の別記様式8の①号別紙2 ・借受者提出の添付資料 	借受者のリース開始後に「1月1日から12月31日の事業期間」を経た翌年の4月末	借受者のリース開始後に「法人1事業期間」を経た3箇月以内	
地域委員会	<u>作成書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第8の②号(鑑) (業務要領) <u>添付資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・リース事業者作成の別記様式第8の①号別紙1 ・リース事業者作成の別紙参考様式1(計画を下回る借受者のみ) ・借受者作成の別記様式第8の①号別紙2 ・借受者提出の添付資料 	当該年度に報告すべきものをすべて取りまとめリース事業者から報告を受けた日から1箇月を経過した日 なお、事業期間を同一とする法人からの報告はそれらをすべて取りまとめて報告する。	リース事業者から報告を受けた日から1箇月を経過した日 なお、事業期間を同一とする法人からの報告はそれらをすべて取りまとめて報告する。	リース開始後の5事業期間 * 5事業期間以内にKPIが達成した場合でも5事業期間は報告する。
審査会	<u>作成書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第8の③号(鑑) ・別記様式第8の③号別紙2 (業務要領) ・別紙様式 「借受者別事業評価結果」 (業務細則) <u>添付資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・リース事業者作成の別記様式第8の①号別紙1 ・借受者作成の別記様式第8の①号別紙2 	当該年度に報告すべきものをすべて取りまとめ地域委員会から報告を受けた日から2箇月を経過した日	地域委員会から報告を受けた日から2箇月を経過した日 なお、事業期間を同一とする法人からの報告はそれらを全て取りまとめて報告する。	
水漁機構	別紙様式第7号及び別紙(業務細則)に集約して報告	—	—	
水産庁	—	—	—	

別紙2の1

資源管理取組状況報告の流れ、報告様式、期限等の概要(漁獲量等報告対象者以外)

	報告書様式と添付資料	報告期限	その他
↓ 借受者	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」の別紙 (業務要領 別記様式第7の①の別紙) 〔添付資料〕取組実施状況を確認できる資料	リース事業者の指定する日	・地域計画に記載している魚種別四半期の漁獲量を記載。また、対象魚種が具体的に記載されていない場合には対象とする漁業種類の主要漁獲魚種について複数選定の上、これらの魚種別に四半期ごとの漁獲量を記載し、それ以外の魚種については魚種名に「その他」と記載の上、それらの合計の四半期ごとの漁獲量を記載。 ※報告対象魚種の拡大に努力すること。
↓ リース事業者	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」 (業務要領 別記様式第7の①) 〔添付資料〕借受者から報告を受けた別紙と取組実施状況を確認できる資料	地域委員会に対して 4月末まで	・リース開始後、1箇月以上の操業期間を有する場合はリース開始日を初日として5年間、1箇月未満の場合は翌年度の4月1日を初日として5年間報告する。
↓ 地域委員会	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」 (業務要領 別記様式第7の②) 〔添付資料〕借受者から報告を受けた別紙と取組実施状況を確認できる資料	審査会に対して 5月末まで	・リース事業者から報告を受けた借受者毎に資源管理の追加的取組の履行確認を実施し、その結果を地域計画毎にとりまとめる。 ・地域計画に参加している借受者以外の漁業者に対して、借受者と同一の様式に基づき報告して頂くよう依頼する。
↓ 審査会	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」 (業務要領 別記様式第7の③) 〔添付資料〕地域委員会から報告された資料	水漁機構に対して 7月末まで	・地域委員会からの地域計画毎の報告について資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行う。
↓ 水漁機構	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告及び事業評価等(資源管理関係)について」 (業務細則 別紙様式第6号の1)	—	—
↓ 水産庁	—	—	—

資源管理取組状況報告の流れ、報告様式、期限等の概要(漁獲量等報告対象者)

	報告書様式と添付資料	報告期限		その他
		資源管理の取組状況 (別紙1)	漁獲量等報告 (別紙2)	
借受者	<p>「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」の別紙1・2」 (業務要領 別記様式第7の①の別紙1に資源管理計画の追加的取組内容を記載。別紙2に四半期ごとの漁獲量、漁業種類、漁船総トン数、主な陸揚げ港、主な操業位置及び操業日数を記載)</p> <p>添付資料) 取組実施状況を確認できる資料</p>		リース事業者の指定する日	<p>以下の四半期毎のデータを報告する。</p> <p>①資源管理計画対象魚種又は主要漁獲魚種の漁獲量 ②漁業種類 ③漁船総トン数 ④陸揚げ港 ⑤操業位置(地先の名称等もしくは農林漁区番号) ⑥操業日数 ※1.令和2年度分のデータは、①～③までの項目を除き、可能な範囲での報告として差し支えない。 ※2.①の報告対象魚種の拡大に努力する。</p>
リース事業者	<p>「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」(業務要領 別記様式第7の①)</p> <p>添付資料) 借受者から報告を受けた別紙1、別紙2と取組実施状況を確認できる資料</p>	地域委員会	4月末まで	<p>リース開始後、1箇月以上の操業期間を有する場合はリース開始日を初日とし、1箇月未満の場合は翌年度の4月1日を初日として報告する。</p> <p>※1.漁獲量等の報告は電子報告により行う(リース事業者以降も同様)</p>
地域委員会	<p>「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」(業務要領 別記様式第7の②)</p> <p>添付資料) 借受者から報告を受けた別紙1、別紙2と取組実施状況を確認できる資料</p>		審査会に対して 5月15日まで	<p>リース事業者から報告を受けた借受者毎に資源管理の追加的取組の履行確認を実施し、その結果を地域計画毎にとりまとめる。</p>
審査会	<p>「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」(業務要領 別記様式第7の④)</p> <p>添付資料) 地域委員会から報告された別紙2</p> <p>「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書(資源管理に係る実績報告等)」(業務要領 別記様式第7の③)</p> <p>添付資料) 地域委員会から報告された別紙1</p>		<p>水漁機構に対して 6月15日まで</p> <p>水漁機構に対して 7月末まで</p>	<p>地域委員会からの地域計画毎の報告について資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行う。</p> <p>※資源管理の取り組み状況及びその実績並びに資源の状況等の評価は、漁獲量報告対象者以外のものと合わせて行って差し支えない。</p>
水漁機構	「水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告及び事業評価等(資源管理関係)について」(業務細則 別紙様式第6号の2)	—	—	—
水産庁	—	—	—	—

別紙3

資源管理取組状況について（取組義務期間と取組努力目標期間）

	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目
地域計画① 当初計画承認時の参画者＝借受者及び借受予定者 参画者 A 初年度助成金申請	追加的取組						変更なし		
参画者 B 2年目助成金申請により借受者	Aのリース開始後		取組義務					取組努力目標	
参画者 C 3年目助成金申請により借受者	Aのリース開始後	取組努力目標		取組義務			取組努力目標		
地域計画② 当初計画承認以降新規参画が追加 参画者 D 初年度助成金申請					Eの追加的取組	Fの追加的取組	変更あり	変更あり	
非参画者 E 2年目助成金申請により参画し借受者	Dのリース開始後		取組義務		取組努力目標	取組努力目標		取組努力目標	
非参画者 F 3年目助成金申請により参画し借受者	Eのリース開始後		取組義務		取組努力目標	取組努力目標		取組努力目標	

追加的取組とその履行確認手段

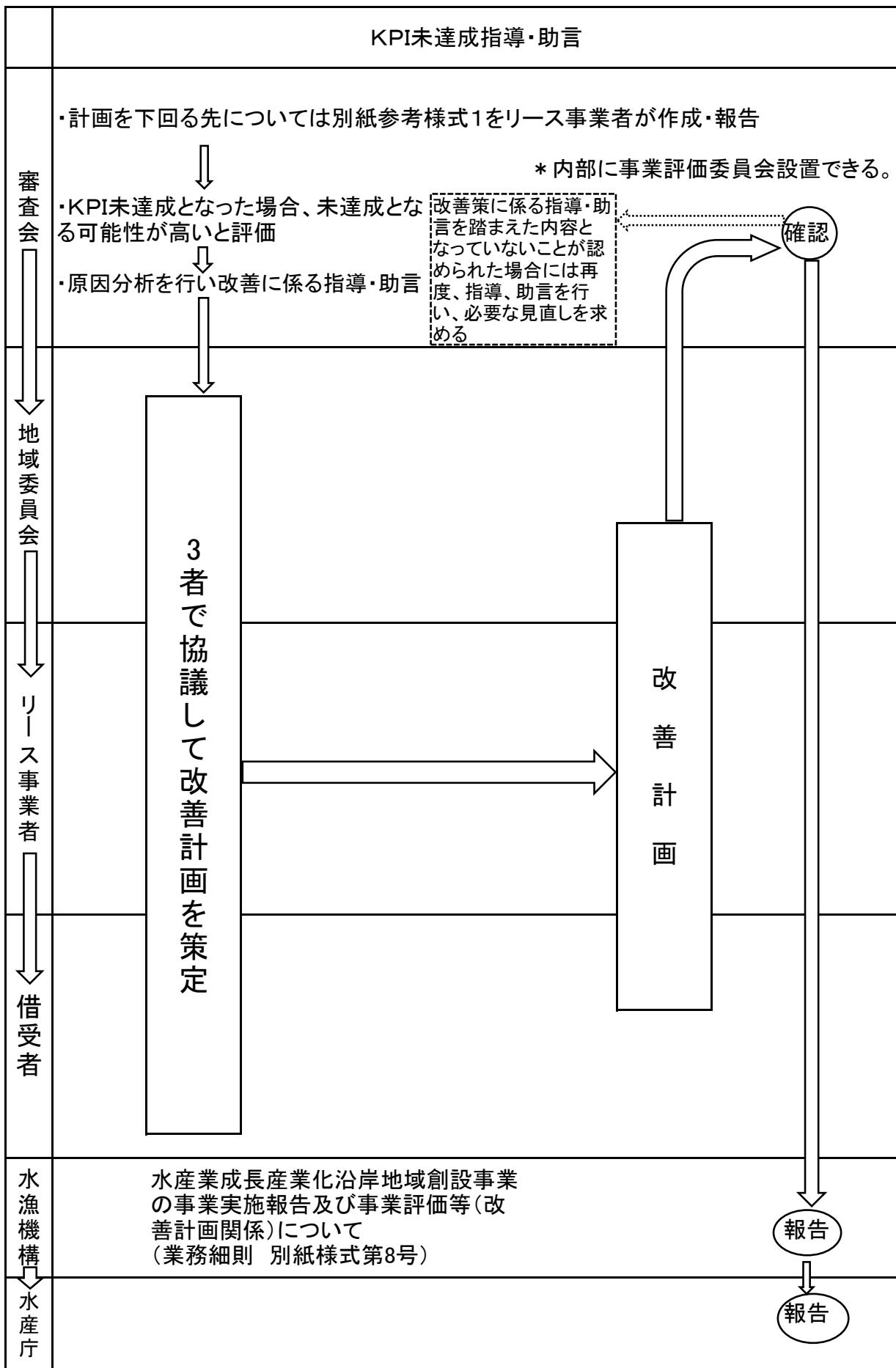
資源管理措置	履行確認手段（例）
休業	<ul style="list-style-type: none"> ・操業日誌 ・市場荷受伝票 ・漁協仕切伝票
係船休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・停泊時写真
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ・各漁協記録の日別、操業時間簿（出漁時刻、港時刻）
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"> ・操業日誌 ・市場荷受伝票 ・漁協仕切伝票
区域、期間別	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協作成各漁業者別の漁獲量
漁具規制 (光力、網目、漁具 数)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具、操業設備の写真
操業区域規制	<ul style="list-style-type: none"> ・G P S, V M Sなどの記録
漁獲物規制 (体長制限、産卵親 魚採捕制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場や漁協の再放流データ ・操業日誌 ・市場水揚伝票
種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟造成等に参加した証拠書類

養殖業者の漁場改善計画

漁場改善措置	履行確認手段（例）
適正養殖可能量	<p>魚類養殖：種苗購入記録、養殖日誌、出荷記録等</p> <p>貝類・藻類養殖：設置した施設数のわかる資料、 養殖日誌、設置状況の写真等</p>
投餌量の適正化	餌料の購入記録、養殖日誌等
底質改良剤の使用	底質改良剤の購入記録、写真等
養殖生簀の沖出し	漁場図、写真等

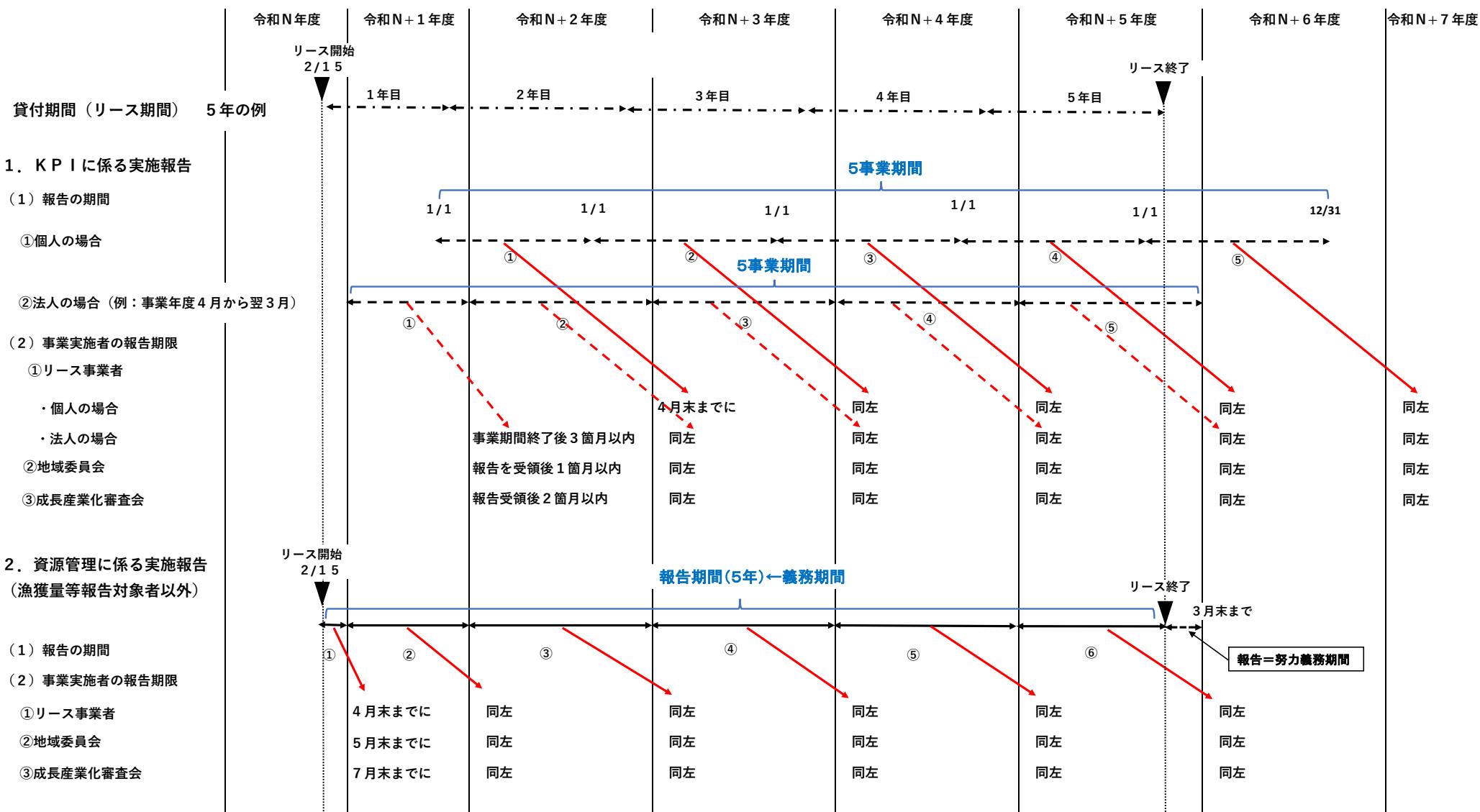
別紙5

KPI未達成指導・助言等の流れ



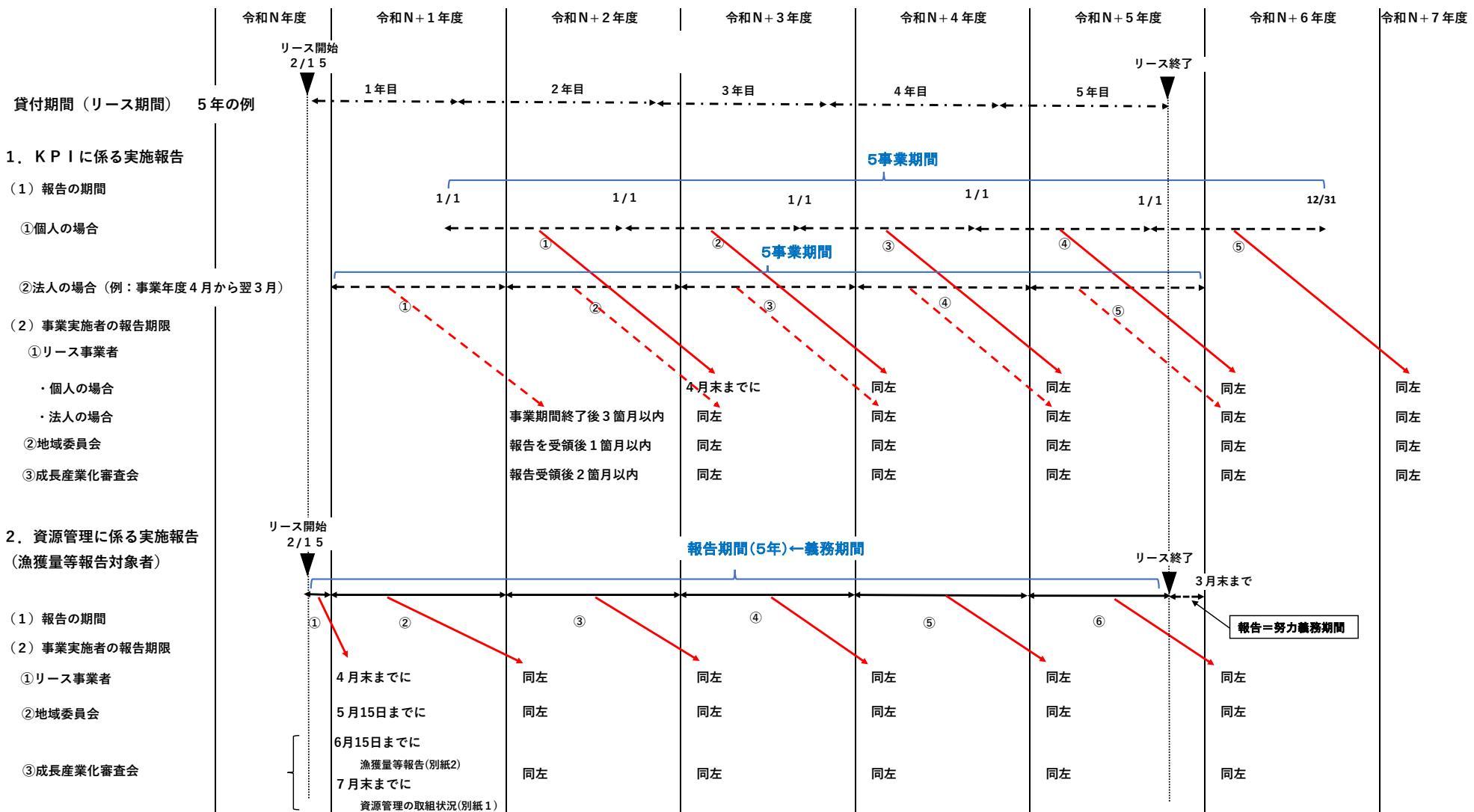
別紙6の1

KPIの達成状況及び資源管理の取組状況に係る事業実施報告の報告期間・期限について（漁獲量等報告対象者以外）



別紙6の2

KPIの達成状況及び資源管理の取組状況に係る事業実施報告の報告期間・期限について（漁獲量等報告対象者）



別紙様式

借 受 者 別 事 業 評 価 結 果

単位：万円、%

別紙参考様式1

【個人用】※ 計画を下回る先については、原則作成する。

計画番号	◇□○○△△△△
借受者名	○○ ○○
リース事業者名	

【個人用】実績(目標対比)・見通しの要因分析表「事業実施報告書」の補足説明

1 目標と実績(目標値は、事業計画書(個人経営体の場合)「1取組の目標 漁業所得10%向上」の数値を転記)

(単位:万円)

目標	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
漁労所得						
向上割合(対基準年)	-					
漁労収入						
漁労支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他						
減価償却費						
漁労外収入						
漁労外支出						

実績	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
漁労所得						
向上割合(対基準年)	-					
漁労収入						
漁労支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他						
減価償却費						
漁労外収入						
漁労外支出						

差異	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
漁労所得					
向上割合(対基準年)					
漁労収入					
漁労支出					
雇用労賃					
漁船・漁具費					
油費					
その他					
減価償却費					
漁労外収入					
漁労外支出					

2 目標(KPI)を下回った場合の要因 (項目毎に差異が大きい要因を具体的に記載)

【1年目】
○収入面(水揚げ高、単価等)での要因

○支出面(経費、投資等)での要因、他の要因

3 今年度見通し(上期、足元の実績を踏まえ、見通し、目標(KPI)達成への対応策などを記載)

【1年目】
○収入面(水揚げ高、単価等)での要因

○支出面(経費、投資等)での要因、他の要因

別紙参考様式1

【法人用】※ 計画を下回る先については、原則作成する。

計画番号	◇□○○△△△△△
借受者名	○○ ○○
リース事業者名	

【法人用】実績(目標対比)・見通しの要因分析表「事業実施報告書」の補足説明

1 目標と実績(目標値は、事業計画書(法人経営体の場合)「1取組の目標 償却前利益10%向上」の数値を転記)

(単位:万円)

目標	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
償却前経常利益						
向上割合(対基準年)	-					
漁労収入						
漁労支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他の漁労支出						
減価償却費						
漁労外収入						
漁労外支出						
経常利益						

実績	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
償却前経常利益						
向上割合(対基準年)	-					
漁労収入						
漁労支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他の漁労支出						
減価償却費						
漁労外収入						
漁労外支出						
経常利益						

差異	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
償却前経常利益					
向上割合(対基準年)					
漁労収入					
漁労支出					
雇用労賃					
漁船・漁具費					
油費					
その他の漁労支出					
減価償却費					
漁労外収入					
漁労外支出					
経常利益					

2 目標(KPI)を下回った場合の要因 (項目毎に差異が大きい要因を具体的に記載)

【1年目】

○収入面(水揚げ高、単価等)での要因

○支出面(経費、投資等)での要因、その他の要因

3 今年度見通し(上期、足元の実績を踏まえ、見通し、目標(KPI)達成への対応策などを記載)

【1年目】

○収入面(水揚げ高、単価等)での要因

○支出面(経費、投資等)での要因

○支出去(経費、投資等)での要因、その他の要因

実績(目標対比)・見通しの要因分析表「事業実施報告書」の補足説明
*** * * * コメントの記入例 * * ***

【〇年目】

○収入面(水揚げ高、単価等での要因)

- ① 当初計画に対して、水揚げ数量は不漁により約7割程度にとどまり、単価は例年を若干下回った($\triangle 100\text{円/kg}$)結果、水揚げ高は計画対比 $\triangle 150\text{万円}$ となった。
- ② 当年度は計画を上回る水揚げ数量となつたが、全国的な豊漁に伴い単価が下落($\triangle 130\text{円/kg}$)した結果、水揚げ高は計画対比 $\triangle 200\text{万円}$ となった。
- ③ 製品生産量は概ね計画程度となつたが、製品等級の組成が悪化し、製品販売価格は伸び悩んだため、製品売上げは計画対比 $\triangle 100\text{万円}$ となった。
- ④ ○○○○により、約2カ月間の休漁となり、水揚げ高は計画比 $\triangle 300\text{万円}$ となった。

○支出面(経費、投資等)での要因

- ① 自然災害によって漁網が破損したことにより、修繕費が計画比 $+200\text{万円}$ となった。
- ② 当初の計画以上に燃油価格が高騰したため、燃油費が計画比 $+100\text{万円}$ となった。
- ③ 乗組員確保のために賃金引上げたことから、当初計画よりも人件費が $+100\text{万円}$ となった。

【〇年目】

○収入面(水揚げ高、単価等)での要因

- ① 当年度は水揚げ数量については順調に推移(前年同月比 $+20t$)しており、単価についても平年程度(前年同月比 $+150\text{円/kg}$)となっているため、計画達成が見込まれる。
- ② 当年度より入札制度を取り入れたため、単価は昨年を上回る推移(前年同月比 $+150\text{円/kg}$)となっており、水揚げ数量が順調に推移(前年同月比 $+20t$)しており、計画を上回る見通し。
- ③ 昨年度の操業日数減少要因がなくなり、当年度は操業日数が確保できていることから水揚げ高の回復が見込まれる。

○支出面(経費、投資等)での要因

- ① 前年度は○○による一過性の漁具の支出があつたが、当年度は計画外の修繕等は発生していない。
- ② 燃油費は昨年並みで推移しているものの、当年度は水揚げが良いため、計画(漁業所得)達成に懸念は無い見通し。
- ③ 当年度は雇用者の賃金増加傾向にあることから、その他人件費関連費用の抑制を図るなどして、計画達成を目指すこととしている。

別紙参考様式 2

改善計画の骨子（例）

1. 借受者名（計画番号） 所属漁協名
2. 地域委員会名
3. リース事業者名
4. 営む漁業の概要
5. 経営改善の目標（現状の問題点の克服に向けて）
＊具体的な係数目標を添えること（KPI）
6. 目標達成に向けた具体的な取組
7. 関係機関・団体の支援・協力
8. 地域委員会の意見
9. リース事業者の意見

(別添)

業務要領 別記様式第7の①号

(事業番号：○○○)

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書 (資源管理に係る実績報告等)

番
年 月 号
日

地域委員会名

代表者氏名 殿

住 所

リース事業者名

代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2－8の(12)のaの規定に基づき、別紙（注）のとおり報告する。

（注）業務要領第8条第2項に規定する漁獲量等報告対象者は、別紙を別紙1及び別紙2と読み替えることとする。

別紙 ※以下は借受者が作成し、リース事業者へ提出するものとする。

1. 借受者等

計画番号	
借受者名	
リース事業者名	

2. 漁獲量 ※表については適宜修正して使用する。

養殖業については生産量とする。

1年目

単位：

魚種名	A魚種	B	C			
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
計						

2年目

単位：

魚種名	A魚種	B	C			
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
計						

3年目

単位：

魚種名	A魚種	B	C			
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
計						

4年目

単位：

魚種名	A魚種	B	C			
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
計						

5年目

単位：

魚種名	A魚種	B	C			
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
計						

注 過去に記載した内容も残したまま、追記により記載すること。

3. 資源管理の取組状況

資源管理計画に追加的に取り組んだ内容等記載

別紙1 ※以下は借受者が作成し、リース事業者へ提出するものとする。

1. 借受者等

計画番号	
借受者名	
リース事業者名	

2. 資源管理の取組状況

資源管理計画に追加的に取り組んだ内容等記載

別紙2 ※以下は借受者が作成し、リース事業者へ提出するものとする。

漁獲量等報告(新リース事業)

計画番号

地域委員会名

地域計画名

借受者名

漁船名

リース開始日

●●年度

単位:kg

魚種名	第1四半期 (4/1~6/30)	第2四半期 (7/1~9/30)	第3四半期 (10/1~12/31)	第4四半期 (1/1~3/31)	合計	備考
魚種A	30,000	40,000	50,000	20,000	140,000	
魚種B	300	1,600	2,000	4,000	7,900	
魚種C	1,500	2,000	6,000	0	9,500	
・						
・						
・						
・						
・						
・						
合計	31,800	43,600	58,000	24,000	157,400	

情報項目	第1四半期 (4/1~6/30)	第2四半期 (7/1~9/30)	第3四半期 (10/1~12/31)	第4四半期 (1/1~3/31)	合計
漁業種類	○○漁業	"	"	"	
漁船総トン数	○○トン、 ◎◎トン	"	"	"	
陸揚げ港	○○港	"	"	"	
操業位置 (○○地先等) もしくは、 (農林漁区番号)	○○○-○	"	"	"	
操業日数	○○日	○○日	○○日	○○日	○○○日

※1 対象魚種は、資源管理計画対象魚種又は主要漁獲魚種とする。なお、報告対象魚種については拡大に努力するものとする。

※2 漁獲量欄には、リース漁船、漁具等にかかる操業実績(漁獲量)を記入する。なお、リース漁船等を含む船団で操業する形態(中型まき網漁業、2そうびき底びき網漁業、2そうびき船びき網漁業、大型定置網漁業)にあっては、当該船団にかかる操業実績(漁獲量)を記入する。
(リース漁船が複数の定置網で操業する場合は、主要な定置網での漁獲量として差し支えない。)

※3 漁獲量欄の単位は、原則として、kgとする。なお、kg以外の重量単位(箱等)を単位として用いる場合は、備考欄に必ず該当する単位を記載するとともに単位当たりの重量の目安を記載する(備考欄の記載例:「単位・箱(1箱当たり重量15kg)」等)。

※4 リース漁船等を含む船団で操業する形態(中型まき網漁業、2そうびき底びき網漁業、2そうびき船びき網漁業、大型定置網漁業)にあっては、漁船総トン数欄には、2そうまき、2そうびきの場合は、主船と従船の総トン数をそれぞれ記載し、まき網のような付属船を使用して船団操業する場合は、網船の総トン数を記載する。

※5 陸揚げ港については、主な陸揚げ港を記載することとしてよい。

※6 操業位置欄には、主な操業位置の具体的な地名を記載する(記載例:「□□□漁港地先」等)。なお、別添の操業位置(農林漁区番号)を記載してもよい。

※7 本報告の漁獲量等については、国立研究開発法人水産研究・教育機構において資源評価に利用されます(借受者名等の情報の利用はありません。)。

業務要領 別記様式第7の②号

(事業番号：○○○)

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(資源管理に係る実績報告等)

番 号
年 月 日

成長産業化審査会名

代表者氏名 殿

住 所

地域委員会名

代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

別紙

地域計画に参画している漁業者の資源管理の取組状況

地域計画名： ○○○○

計画番号：◇□ ○○ △△△△、◇□ ○○ △△△▽、◇□ ○○ △△▽▽

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

注1 過去に記載した内容も残したまま、追記により記載すること。

※ 借受者が作成し、リース事業者へ提出したもの（資源管理計画の追加的取組の履行確認のために必要な書類として借受者から提出された取組実施状況を確認できる資料を含む。）を添付する。

注2 水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（令和元年5月10日付け特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構制定）第8条第2項に規定する漁獲量等報告対象者は、5月15日に別紙2を、5月31日に別紙1を分割して報告することも可。

注3 この地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(資源管理に係る実績報告等)

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名 殿

住 所
成長産業化審査会名
代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)のcの規定に基づき、下記地域委員会の地域計画に係る資源管理の取組状況、その実績及び資源の状況等の評価結果を別紙のとおり報告する。

記

地域委員会名	計画番号

(注1) 計画番号の若い順に記載すること。多数に及ぶ場合は次葉以降を追加して記載すること。

(注2) 地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

(注3) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（令和元年5月10日付け特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構制定）第8条第2項に規定する漁獲量等報告対象者が、資源管理の取組状況を報告する場合は別紙1を添付。

別紙

資源管理等の取組等に係る評価

地域委員会名：
地域計画名：

1年目

1. 資源管理の取組状況

2. 資源管理の取組実績

3. 資源の状況

2年目

1. 資源管理の取組状況

2. 資源管理の取組実績

3. 資源の状況

3年目

1. 資源管理の取組状況

2. 資源管理の取組実績

3. 資源の状況

4年目

1. 資源管理の取組状況

2. 資源管理の取組実績

3. 資源の状況

5年目

1. 資源管理の取組状況

2. 資源管理の取組実績

3. 資源の状況

注 過去に記載した内容も残したまま、追記により記載すること。

※地域委員会からの報告を添付（資源管理計画の追加的取組の履行確認のために必要な書類として
借受者から提出された取組実施状況を確認できる資料を含む。ただし、水産業成長産業化沿岸地
域創出事業業務要領（令和元年5月10日付け特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
制定）第8条第2項に規定する漁獲量等報告対象者に係る別記様式第7の①号の別紙2について
は添付を省略することができる。）

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(資源管理に係る実績報告)

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名 殿

住 所
成長産業化審査会名
代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)のc及び水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（令和元年5月10日付け特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構制定）第8条第4項の規定に基づき、下記地域委員会の地域計画に係る資源管理の取組状況を別添のとおり報告する。

記

地域委員会名	計画番号

(注1) 計画番号の若い順に記載すること。多数に及ぶ場合は次葉以降を追加して記載すること。

(注2) 地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

(注3) 地域委員会から報告のあった漁獲量等報告対象者の漁獲量等報告（別記様式第7の①号別紙2）を添付すること。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(KPIに係る実績報告等)

番 号
年 月 日

地域委員会名

代表者氏名 殿

住 所
リース事業者名
代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)のaの規定に基づき、下記計画番号に係るKPIの達成状況を別紙1及び2のとおり報告する。

記

(注1) 計画番号の若い順に記載すること。多数に及ぶ場合は次葉以降を追加して記載すること。

(注2) 地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

別紙 1

1. 借受者のKPIの達成状況

単位：万円・%

地域委員会名 ▼	地域計画名 ▼	地域計画参画 借受者名 ▼	計画番号 ▼	基準年 ▼	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
					目標(a) ▼	実績(b) ▼	達成状況 (b/a) ▼												
地域の達成割合																			

別紙2 ※以下は借受者が作成し、リース事業者へ提出するものとする。

1. 借受者等

計画番号	
借受者名	
リース事業者名	

リース開始年月日（西暦）
年　月　日
報告の決算年月日（西暦）
年　月

2. 取組の目標（KPI）の達成状況等

	漁業所得（個人経営の場合） 又は償却前利益（法人経営の場合）	備　考
基準年	○○○万円	基準年の考え方 ：○○○○○○○
1年目 (　年　月) (西暦)	目標(a) ○○○万円	
	実績(b) ○○○万円	
	達成状況(b)/(a) ○○○%	
2年目 (　年　月)	目標(a) ○○○万円	
	実績(b) ○○○万円	
	達成状況(b)/(a) ○○○%	
3年目 (　年　月)	目標(a) ○○○万円	
	実績(b) ○○○万円	
	達成状況(b)/(a) ○○○%	
4年目 (　年　月)	目標(a) ○○○万円	
	実績(b) ○○○万円	
	達成状況(b)/(a) ○○○%	
5年目 (　年　月)	目標(a) ○○○万円	
	実績(b) ○○○万円	
	達成状況(b)/(a) ○○○%	

3. KPIの実績が目標を下回った場合はその理由

--

- 注 1. 借受者は、5年間の成果目標が未達となった場合又は未達成となる可能性が高い場合は、成長産業化審査会が原因分析を行うために必要に応じて資料を添付すること。
2. 過去に記載した内容も残したまま、追記により記載すること。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(K P Iに係る実績報告等)

番 号
年 月 日

成長産業化審査会名

代表者氏名 殿

住 所
地域委員会名
代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)の規定に基づき、下記計画番号に係るK P Iの達成状況を別紙1及び2のとおり報告する。

記

(注1) 計画番号の若い順に記載すること。多数に及ぶ場合は次葉以降を追加して記載すること。

(注2) 地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(KPIに係る実績報告等)

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名 殿

住 所
成長産業化審査会名
代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の2-8の(12)の規定に基づき、下記地域委員会の地域計画に係るKPIの達成状況の評価結果を別紙1及び2のとおり報告する。

記

地域委員会名	計画番号

(注1) 計画番号の若い順に記載すること。多数に及ぶ場合は次葉以降を追加して記載すること。

(注2) 地域計画に参画する漁業者の計画番号は別紙にすることも可。

別紙2 ※以下は借受者が作成し、リース事業者へ提出したもの（地域委員会から提出のあったもの）を添付する。

1. 借受者等

計画番号	
借受者名	
リース事業者名	

リース開始年月日（西暦）
年 月 日
報告の決算年月日（西暦）
年 月

2. 取組の目標（KPI）の達成状況等

	漁業所得（個人経営の場合） 又は償却前利益（法人経営の場合）	評価結果
基準年	〇〇〇万円	基準年の考え方 ：〇〇〇〇〇〇〇
1年目 (年月) (西暦)	目標(a) 〇〇〇万円	
	実績(b) 〇〇〇万円	
	達成状況(b)/(a) 〇〇〇%	
2年目 (年月)	目標(a) 〇〇〇万円	
	実績(b) 〇〇〇万円	
	達成状況(b)/(a) 〇〇〇%	
3年目 (年月)	目標(a) 〇〇〇万円	
	実績(b) 〇〇〇万円	
	達成状況(b)/(a) 〇〇〇%	
4年目 (年月)	目標(a) 〇〇〇万円	
	実績(b) 〇〇〇万円	
	達成状況(b)/(a) 〇〇〇%	
5年目 (年月)	目標(a) 〇〇〇万円	
	実績(b) 〇〇〇万円	
	達成状況(b)/(a) 〇〇〇%	

3. 改善策提示の有無

有 · 無

注 1. 改善策提示が有の場合は、提示した改善策の写しを添付すること。
2. 過去に記載した内容も残したまま、追記により記載すること。

業務細則 別紙様式第 6 号の 1

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等
(資源管理関係)について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき、成長産業化審査会から令和〇年度の資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価結果の提出がありましたので運用通知第 3 の 2-8 の (12) の f に基づき下記の通り報告いたします。

記

1. 成長産業化審査会名
2. 地域委員会名
3. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業事業実施報告書
(報告のあった水産業成長産業化沿岸地域創出事業事業実施報告書を添付)

業務細則 別紙様式第 6 号の 2

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告（資源管理
関係）について

のことについて、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（令和元年
5月 10 日付け特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構制定。）に基
づき、成長産業化審査会から令和〇年度の漁獲量等報告対象者の漁獲量等報告
の提出がありましたので水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用につい
て（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。）第 3 の 2 —
8 の (12) の f に基づき下記の通り報告いたします。

記

1. 成長産業化審査会名
2. 地域委員会名
3. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書
(報告のあった水産業成長産業化沿岸地域創出事業実施報告書及び漁獲量
等報告対象者の漁獲量等報告の電子報告を添付)

業務細則 別紙様式第7号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等
(KPI関係)について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき、令和〇年度（＊）に成長産業化審査会から借受者のKPIの達成状況等の報告があったものを取りまとめたので運用通知第3の2-8の(12)のfに基づき報告いたします。

記

1. 事業評価結果（総括）

(1) リース事業別借受者先数

(2) 事業評価

①KPI達成借受者先数

②KPI未達成借受者先数

③上記②のうち改善計画の指導・助言が必要な借受者先数

(3) KPI未達成借受者について

2. 事業評価結果（借受者別）

別紙のとおり

(*) 報告年度の前年度

別紙

借受者別事業評価結果

単位：万円、%

業務細則 別紙様式第8号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等
(改善計画関係)について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について
(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」
という。)に基づき、○○成長産業化審査会から改善計画の提出がありました
ので運用通知第3の2-8の(12)のfに基づき報告いたします。